

成田市工事検査実施要領

成 田 市

平成31年4月改正

成田市工事検査実施要領

目 次

(1) 検査の方法

- ア. 一般共通事項
- イ. 検査の項目
- ウ. 土木工事の工種別検査方法
- エ. 土木工事（農業農村整備事業）の工種別検査方法

(2) 出来形検査基準

- ア. 土木工事 出来形検査基準
- イ. 土木工事（農業農村整備事業）出来形検査基準
- ウ. 建築工事 出来形検査基準
- エ. 設備工事 出来形検査基準
- オ. 合格判定方法

成田市工事検査規程第5条に基づく検査の方法は、この要領の定めるところによるものとする。

(1) 検査の方法

ア. 一般共通事項

検査項目	検査内容	検査要点
契約時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負契約書 ・ 設計図書（図面、仕様書、質疑回答書） ・ 設計書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部分払いの回数、支払限度額の確認 ・ 重要な事項が示されている場合の確認
着工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督職員選任通知書 ・ 主任技術者等選任通知書 ・ 工程表 ・ 工事保険等の証書の写し ・ 建設業退職金共済制度購入状況報告書及び受払簿 ・ 成田市建設工事適正化指導要綱 ・ 現場における監理技術者の専任制確認 ・ 工事カルテ作成、登録（CORINS） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工期変更及び人事異動による変更通知の確認 ・ 資格及び専任の確認、恒常的雇用関係が確認できる書類 ・ 付保期間、金額の確認 ・ 購入状況及び受払簿の確認 ・ 調査報告書、下請業者選定通知書、施工体制台帳、施工体系図、下請契約書の写し等により確認 ・ 施工体制等点検表により確認 ・ 資格及び専任の確認等 ・ 請負金額 500 万円以上の工事対象、契約後・変更後及び完成後 10 日以内の登録の確認
施工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書 ・ 工事関係書類 ・ 各種施工図 ・ 主要材料搬入報告書 ・ 支給品受領書、支給品精算書 ・ 現場発生品調書 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の施工方法との対比 ・ 規格証明書、材料成績書、使用量計算書による確認 ・ 工事打合簿、使用材料の品質証明書等綴、材料確認願綴、段階確認書綴、品質管理図表綴、出来形管理図表綴、工事写真等により確認 ・ 施工内容の確認 ・ 種別、規格、日付け、数量等の確認 ・ 数量の確認 ・ 数量の確認 ・ 収集運搬及び最終又は中間処分場の許可証及び契約の確認 ・ マニフェストにより D 又は E 票の確認 ・ 検査時まで E 票の提出がない場合は、後日主任監督員が確認

検査項目	検査内容	検査要点
施工時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県建設リサイクルガイドライン ・建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準 ・建設発生土管理基準 ・各種技能士 ・工期変更協議書 ・中間前金払認定調書 ・既済部分検査申請書 ・部分完成届 ・部分引渡書 ・事故報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル計画書 ・再生資源利用計画書（実施書） ・再生資源利用促進計画書（実施書） ・建設副産物情報交換システム「COBRIS」 ・建設副産物処理申請書 ・建設副産物処理調書 ・汚染要因に関する調査票 ・埋め立てに関する許可証の確認 ・資格証明書により確認
完成時 関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・工事完成報告書 ・下検査調書 ・完成図書等 ・完成写真 ・安全衛生関係書類 ・工事カルテ変更、完成（CORINS） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記による ・安全活動の確認 ・請負金額 500 万円以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・官公署届出書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令による手続きの完了及び合格の確認

※ 工事の種別毎に選択するものとする。

イ. 検査の項目

検査の項目	検査の方法
延 長	原則として起終点を基準として各測点間の距離を計測する。
幅員、法長、法勾配、高さ、深さ	原則として、測点並びに測点間について実測し、出来形寸法を確認する。
計画高、縦断・横断勾配	1.計画高は、必要あると認めた時は基準点（仮基準点を含む）による。 2.縦断・横断勾配は原則として測点並びに測点間について実測する。
構 造 物	1.長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認すると共に、外観を観察する。 2.コンクリート構造物については、テストハンマー（シュミットハンマー等）その他の方法で強度を判定する。 3.重要なコンクリート構造物については、必要と認めた場合は漏水の有無を削孔、注水等により確認する。 4.必要と認めた時は、一部破壊又は抜取り検査を行う。 5.品質については関係資料により確認することができる。
主 要 資 材	規格、品質、数量等を写真並びに関係書類その他実地検査により判定する。
残 土 処 理	設計土量の処理、並びに処理場所を必要であると認めたときに確認する。
仮 設 工 事	1.指定仮設については、原則として設計図書により検査する。 2.任意仮設については、監督職員の承諾を得たものの資料による。
写真による検査	基礎及び根入長等の掘り起し検査ができがたいとき又はその構造物に将来影響を及ぼすおそれがあるときは監督職員から工事施工の実情を聞き写真により判定する。
品 質	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事及びコンクリート工事等の品質により判定する。
出来形管理図表	設計値と実測値を対比して記録した出来形図又は出来形図表等により判定する。
跡 片 付	現場整理等を確認する。
	1.検査は現地で測定することを原則とするが、特別の事由により現地において測定できない場合は、工事写真、品質管理、資料及び出来形管理図表等で判定することができる。 2.この検査方法に記載されていないものは、検査職員の判定による。

ウ. 土木工事の工種別検査方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1.一般施工 (1) コンクリート工	1.コンクリート打設数量	設計数量との対比	工事写真、出来形管理図表等及び必要により、納入伝票で判定。
	2.配合及びスランプ [°]	設計配合及びスランプ [°] の適否の確認	品質管理資料(骨材試験及び配合設計試験で判定)。
	3.コンクリートの強度	試験値の最低強度の確認、全試験値のバラツキの有無の確認	品質管理資料(破壊試験成果表)シュミットハンマー、必要によりコアの強度で判定。
	4.施工状況	配合の均等性の有無の確認、打設状況の適否 養生方法の適否	現地観察、必要により注水検査で判定。
	5.打継目の位置	重要構造物のコンクリート打継目の位置の確認、一区画打継目の施工状況	現地測定及び工事写真、必要により注水検査で判定。
(2) 土木一般	1.基準高、延長、深さ、法勾配、幅	床掘掘削は計画深度以上の深掘の可否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.土質又は岩質	設計との対比 埋戻し土質の適否 草木片、有機不純物等の確認	現地観察及び土質調査資料で判定。
	3.残土処分	指定土捨場所の確認	現地観察で判定。
	4.盛土の締固め	各層転圧状況の確認	現地観察及び品質管理資料で判定。
	5.その他施工状況	床掘、床面の不陸状況、埋戻しの締固め状況、埋戻し跡の表面不陸の状況、盛土の余盛の程度、盛土の表面排水処理状況及び路肩の状況	現地観察及び工事写真で判定。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3)石積工、 ブロック積工、 法面工	1. 基準高、面積、法 勾配、法長、厚さ、 天端幅		現地測定、工事写真及び出来 形管理図表等で判定。
	2. 使用材料の品質、 形状寸法	形状寸法、外観重量及び 圧縮強度	現地測定、必要により抜取検 査、品質管理資料及びコアの 強度で判定。
	3. 基礎	コンクリート基礎状況の確認	現地測定、工事写真及び出来 形管理図表等で判定。
	4. その他の施工状況	積方、合端の施工状況の 確認、法面のはらみの有 無、胴込コンクリート、裏込コ ンクリート、裏型砕栗石の填充 状況、水抜穴の配置状況 等	現地測定、抜取して判定。 必要により削孔注水検査、現 地観察及び工事写真で判定。
(4)コンクリート 壁工	1. 基準高、延長、 天端幅、法勾配高	断面形状の確認	現地測定及び出来形管理図 表等で判定。
	2. 基礎工	基礎杭、基礎栗石等の施 工状況	現地測定及び工事写真で判 定。
	3. コンクリート工	コンクリートの品質及び施工 状況	現地測定、品質管理資料及び シュミットハンマー、必要により抜取 コアの強度判定。
	4. その他施工状況	基礎又はフーチングと躯体 との取合施工状況、1区 画のコンクリート打設状況、目 地材の材質、厚さの確認	工事写真、必要により注水検 査及び現地観察で判定。
(5)鉄筋工	1. 数量		必要により納入伝票写し等 で判定。
	2. 使用材料の品質、 規格、寸法		現地測定、工事写真シート等 で確認する。
	3. 施工状況	鉄筋加工の適否、鉄筋間 隔及び組立の正確度、鉄 筋カブりの確認、鉄筋継手 箇所可否、鉄筋結束の 確実性の確認	現地測定、工事写真で判定。

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(6) 基礎工 ① 栗石基礎 砕石基礎 ② 杭基礎	1.基準高、延長、幅、厚さ		現地測定、工事写真出来形管理図表等で判定。
	2.使用材料の品質、形状寸法	最大径の確認、材質の適否	現地観察及び工事写真で判定。
	3.施工状況	目潰の填充の状況と締固め状況	現地観察及び工事写真で判定。
	1.基準高、本数、間隔		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.使用材料の品質、規格		品質管理資料（試験成果）で判定。
	3.支持力	設計荷重との対比 (安全率の確認)	出来形管理資料（打込記録、杭耐力試験成果）で判定。
	4.施工状況	打込長さ、中心線のずれ、鉛直度（傾斜度）の確認、上部構造物との関係、杭頭の処置継杭施工の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	(7) 矢板工	1.天端高、延長	工事延長と設計枚数の対比
2.使用材料の品質、規格寸法		種類、品質、形状寸法の確認	工事写真及び品質管理資料で判定。
3.打込状況		法線の通り傾斜の有無	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
4.その他施工状況		打止貫入記録の確認 頭部の処理状況、矢板相互の結合状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
(8) 縁石工 L型側溝工	1.基準高、延長、幅又は高さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.使用材料の品質、規格寸法	種類、品質、形状寸法の確認	品質管理資料で判定。
	3.基礎工	基礎工施工の適否	
	4.施工状況	コンクリートの施工状況	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等判定。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(9) 側溝工 水路工	1.基準高、延長、幅 又は高さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.基礎工	基礎工施工の適否	
	3.施工状況	コンクリートの施工状況及び打継目地の施工状況	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等で判定。
(10) 甲蓋工	1.幅、長さ、厚さ		
	2.配筋	幅及び長さ、ピッチカブリの確認	工事写真、必要により抜取り破壊で判定。
	3.製作状況	コンクリートの品質	品質管理資料及び工事写真で判定。
(11) 管渠工 函渠工 水 門 樋 管	1.基準高、延長、幅 又は内法高		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.使用材料の品質、 規格寸法	種類、品質、形状、寸法の確認	品質管理資料で判定。
	3.基礎工	基礎工施工の適否	
	4.施工状況	コンクリートの施工状況、中心線のずれ、ひびわれの状況、継手部漏水の有無、管、函渠勾配、止水時の漏水、開閉時の機能	現地測定、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等で判定。
(12) 井筒基 礎工及び 潜函基礎 工	1.基準高、各部構造 寸法		現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	2.地耐力	地盤耐力の確認	出来形管理図表(載荷試験沈下測定)。
	3.中詰工	指定工法の確認及び施工状況	現地観察及び工事写真で判定。
	4.掘削土の処理		
	5.その他施工状況	コンクリート施工状況	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表で判定。

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(13) セメント類 吹付工	1.面積、法長、厚さ		現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.使用材料の品質	セメント類配合の確認	品質管理資料で判定。
	3.施工状況	吹付状態、き裂、浮上りの有無	現地観察及び工事写真で判定。
(14) 芝工	1.面積、法長、芝付間隔		現地測定及び出来形管理図表等で判定。
	2.使用材料の品質	品種の確認	品質管理資料及び現地観察で判定。
	3.施工状況	法面の不陸、芝の発芽及び発育状況、目串の差し込み状況	現地観察で判定。
(15) トンネル	1.寸法	覆工、坑門の計上寸法	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	2.覆工厚	覆工背面注入状況の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表必要により削孔判定。
	3.掘削土の処理		
	4.施工状況	コンクリートの施工状況、インバートの施工基盤、掘りすぎた場合の処理状況、湧水処理の確認、縦方向打継目の状況、支保工施工の状況	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表等で判定。
2.河川 (1) 鉄線 蛇籠工事	1.延長、法長、幅、厚さ、本数		現地測定 工事写真及び出来形管理図表等で判定。
	2.蛇籠の品質、規格寸法	番線、網目、径、品質の確認	現地観察で判定。
	3.詰石の材質、形状寸法	風化の有無、表面から見えにくい部分の形状寸法の確認	現地観察で判定。
	4.施工状況	石詰め状況、法肩法尻屈曲部の施工状況、開口部及び連結部の処理状況 止杭の施工状況	現地観察で判定。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(2) 捨ブロック工	1.基準高、延長、幅		現地測定及び出来形管理図表等で判定。
	2.使用ブロックの品質、形状、寸法	設計との対比	現地測定、品質管理資料及びシュミットハンマーで判定。
	3.施工状況	基盤の状況、ブロック総数の確認、据付の粗密のバランス状況、各ブロック相互のかみ合い	現地観察工事写真及び出来形管理図表で判定。
3.公園植栽工	1.樹木の形状、寸法 本数及び樹種	設計との対比	現地測定で判定。
	2.樹木の品種	枝葉の発芽状況 樹姿の状態	現地測定で判定。
	3.支柱	材質形状、防腐処理の確認、支柱取付結束の適否	現地測定で判定。
	4.施工状況	配植の適否 整枝手入の状態 土質改良の状態 灌水養生の状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で測定。
4.舗装工 (1) 路盤工	1.基準高、延長、面積、幅員、厚さ、横断、形状		現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	2.使用材料の材質	粒度及び配合率の確認	品質管理資料で判定。
	3.密度、支持力		品質管理資料及び現地測定。
	4.施工状況	仕上り面の不陸の有無 材料分離の有無	現地観察及び工事写真で判定。
(2) アスファルト舗装工	1.延長、幅員、厚さ、横断形状		現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	2.アスファルト合材の品質	合材配合	品質管理資料、必要により抜き取りコア試験で判定。
	3.施工状況	施工温度、表面仕上り状況、転圧の適否合材敷均しの均等性施工継目、道路構造物との接合部及び隅部の施工適否	現地観察、工事写真品質管理資料及び出来形管理図表、必要により平坦性試験で判定。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
(3) セメント、 コンクリート 舗装工	1.延長、幅員、厚さ、 横断、形状		現地測定及び出来形管理図表で判定。
	2.コンクリート合材の品質	配合、強度	品質管理資料、必要により抜き取りコア試験で判定。
	3.施工状況	コンクリート混合水の防護措置 (路盤紙) 表面仕上りの 状況、目地仕上げの状況、 養生	現地観察、工事写真及び出来形管理図表で判定。
5.橋 梁 (1) 一般	1.基準高、縦横断勾 配、橋長、幅員、 橋面	施工精度、設計書との対 比、平坦性、取付道との 取合、排水処理状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	2.伸縮継手、支承	遊間の適否、桁との取付、 アンカー据付状況	現地測定で判定。
(2) 下部工	1.基準高、形状寸法、 位置の変位	橋座、パラペットの天端高、 中心線方向	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
(3) RC 橋 PC 橋	1.桁（版）の形状寸 法	断面寸法、桁間隔、全長、 支間、縦及び横方向の反 り（RC）	現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
	2.PC 鋼線（鋼棒） の配置緊張	PC 縦線（鋼棒）の定着装置、 位置、方向、緊張力、ケーブル の伸装置のキャリブレーション	現地測定、工事写真品質管理 資料及び出来形管理図表で 判定。
	3.鉄筋及びコンクリート		
(4) 橋面舗装	橋面舗装		出来形管理図表等で判定。
(5) 鋼橋	1.材料の品質	ロールズ、われ腐蝕、うちす ぎの有無、指定寸法の確認、 保管の方法	品質管理資料で判定。
	2.各部材の形状寸法	全長、支間、断面、桁間隔、 平面对角、製作キャンパー、 ウェブの曲り変形、各部材長、 接合方法及び施工の適否、 溶接順序及び溶接方法の適 否、ソールプレート取付	原寸及び仮組検査で判定。
	3.架設	架設法、部材の保管リハットの 形状ハテナットの締付の良 否（ガセット取合わせ）	架設要領書 現地測定及び 出来形管理図表で判定。

工種	検査項目	検査内容	検査の方法
(6) 溶接工	1.溶接箇所数、溶接長、脚長、のど厚		現地測定及び出来形管理図表等で判定。
	2.溶接棒の種類	母材の種類及び溶接方向	現地観察及び工事写真で判定。
	3.溶接工の資格	資格の有無	資格証明書の写で判定。
	4.施工状況	溶着金属表面の均一性割れ、スラグブローホルの有無、アンダーカット、オーバーラップ等母材の接合部状態確認、母材歪みの有無	現地観察及び工事写真、必要により放射線検査等で判定。
(7) 塗装工	1.塗料の種類 品質、色別、色調、 使用数量		現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定。
	2.素地調整	傾度の適否	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定。
	3.塗装回数	色層、色調の確認	現地観察、工事写真及び品質管理資料で判定。
	4.膜厚		現地測定（膜厚計による）及び出来形管理図表等で判定。 a. ロットの塗膜厚平均値は、目標膜厚合計値の90%以上であること。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上であること。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えないこと。
	5.施工状況	塗膜の状態確認（気泡むらの有無）隅部裏面等の塗残しの有無確認	現地観察及び工事写真で判定。

エ. 土木工事（農業農村整備事業）の工種別検査方法

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
1 水路工 フルーム サイホン 現場打暗渠 ボックスカルバート 水路トンネル 管水路 ブロック積み 鉄筋コンクリート柵渠 ライニング水路	1 基準高、厚さ、幅、高さ、中心線のズレ、延長 2 施工状況 3 使用材料	コンクリートの施工状況、ひび割れの状況、中心線のズレ、継手部施工状況 水路勾配状況、基礎工施工状況、埋戻し状況、柵板施工状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 品質管理資料等で判定。
2 ほ場整備工 (1) 表土扱い	1 厚さ 2 施工状況	埋戻し土の適否	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
(2) 基盤造成 表土整地	1 基準高、均平度 2 施工状況	10 a 当たり 3 点（工事施工管理基準（農業農村整備事業）による方法） 逆田の有無、用水路から排水路側への傾斜状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
(3) 畦畔復旧	1 高さ、幅 2 施工状況	締固め状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
(4) 道路工 (耕作道)	1 基準高、幅、高さ、延長 2 施工状況	切土、盛土状況 縦横断面仕上がり状況	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。
(5) 敷砂利	1 敷厚 2 施工状況 3 使用材料	敷厚の均等度合い 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 品質管理資料等で判定。
3 暗渠排水工 吸水渠 集水渠 導水渠	1 布設深、間隔、延長 2 施工状況 3 使用材料	吸水渠等の勾配の状況 被覆材の充填状況 埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 品質管理資料等で判定。

工 種	検 査 項 目	検 査 内 容	検 査 の 方 法
4 畑かん施設工	1 埋設深、延長 2 施工状況 3 使用材料	埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 品質管理資料等で判定。
5 管水路 (パイプライン)	1 基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長 2 施工状況 3 使用材料	継手部施工状況 勾配の状況、埋戻し状況 種類、品質、形状、寸法の確認	現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表等で判定。 品質管理資料等で判定。
6 農用地造成工 (1) 土壌改良 (2) 改良山成	1 pH 測定 2 基準高 3 施工状況	酸性・アルカリ度測定 盛土部分は出来形図面による 切り土部分から盛土部への傾斜状況 仕上がり状況	施工管理記録又は実測による。 現地測定、工事写真及び出来形管理図表で判定。
7 さく井工事	1 深度、口径 2 施工状況 3 使用材料 4 揚水試験結果	ケーシング深度、口径 掘削口径 ケーシング、ストレーナの形状、品質、寸法 揚水量、揚水時間	工事写真及び試験結果資料等で判定。 品質管理資料等で判定。

(2) 出来形検査基準

ア. 土木工事 出来形検査基準

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度
共 通 編	共通的工 種	矢板工	基準高は、施工延長 100mに 1 箇所以上（施工延長 200m以下のものは 2 箇所以上）。 変位は施工延長 50mに 1 箇所以上。
		法枠工 吹付工 植生工	法長、幅、厚さ、延長 検査職員の指示により適宜。
		基礎工	基準高、根入長、偏心量 1 基又は 1 目地間当たり 1 本以上（重要構造物は杭 5 本につき 1 本以上）。
	石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長 施工延長 100mに 1 箇所以上、施工延長 200m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所以上。 延長は検査職員の指示により適宜。	
	一般舗装 工	下層路盤 工	基準高、厚さ、幅 基準高、厚さ、幅は延長 200mに 1 箇所の割とし、基準高は道路中心線及びその端部で測定。
		上層路盤 工	厚さ、幅 厚さ、幅は延長 200mに 1 箇所以上。
		舗装工	厚さ、幅、平坦性 幅は延長 200mに 1 箇所以上。厚さの抜取検査は必要により行う。平坦性は資料検査とする。
	地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 施工延長 100mに 1 箇所以上、施工延長 200m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所以上。 延長は検査職員の指示により適宜。	
	土 工	基準高、法長、幅、厚さ 施工延長 100mにつき 1 箇所以上、延長 200m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
		天端面・法面の設計との標高較差、または水平較差（3次元モデルによる場合） 1 工事につき 1 断面（3次元モデルによる場合）。	
河 川 編	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 施工延長 100mに 1 箇所以上、施工延長 200m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所以上。	
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長 延長は検査職員の指示により適宜。	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長 検査職員の指示により適宜。	
	水 門	延長	

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
道 路 編	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長 100mに 1 箇所以上、施工延長 200m以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所以上。 延長は検査職員の指示により適宜。	
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間長、変位	スパン長・中心線の変位は、各スパンごと。 その他は、検査職員の指示により適宜。	
	鋼橋上部	部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンパー	2 径間に 1 箇所以上。	
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンパー	検査職員の指示により適宜。	
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口部を含め 100mにつき 1 箇所以上。 両坑口を含め 200m以内は 3 箇所以上。	
公 園 緑 地 編	植栽	植栽工（高木、中木）	検査職員の指示により適宜。	
		植栽工（低木）		
		張芝		
		つる性補助（笹類、草木類等）		
		球根		
		種子		
		支柱		
	施設整備	遊具	設置高さ、基礎	各遊具につき長さ、幅、高さを測定
		園路園地舗装工	面積	施工面積 500 m ² 以内は各点 2 箇所以上、500 m ² 以上は 200 m ² につき各点 1 箇所以上測定。
		運動施設（クレー舗装）	基準高、厚さ、平坦性、硬度	
		基盤工	基準高	
		下層工	厚さ	
		中層工		
下 水 道 編	管路	管きょ工（開削工）	基準高、基準高の変位、延長、総延長、幅、厚さ、高さ	施工延長 200m以内 3 箇所、200m以上は 60mにつき 1 箇所以上測定。
		管きょ工（小口径推進・推進工）	基準高、基準高の変位、延長、総延長、幅、厚さ、高さ	施工延長 200m以内 3 箇所、200m以上は 100mにつき 1 箇所以上測定。
		シールド工	基準高、基準高の変位、延長、総延長	

工 種		測 定 項 目	検 査 頻 度	
下 水 道 編	管路	マンホール	基準高、幅、高さ、厚さ、 内径寸法	マンホールごとに図面表示箇所を測定。
		取付管及び ます工	ます深さ、延長	検査職員の指示により適宜。
		立坑	基準高、寸法、深さ	
	処理場・ ポンプ場	本体作業土 工	基準高、幅	1. 構造物寸法箇所の任意の部分で3箇所以上測定。 2. 沈殿池の池底勾配、ろ過池のろ過面積については 特記仕様書による。 3. その他仕様書による。
		本体仮設工	基準高、根入長、変位	
		本体築造工	基準高、幅、高さ、厚さ、 長さ	
		場内管路工	基準高、幅、高さ、厚さ、 長さ	
上 水 道 編	管路	掘削工	幅、深さ、基準高、厚さ	任意の箇所について工事用写真で確認。
		配管工	延長、土被り、占用位置	延長は任意の区間、箇所について適宜測定。 土被り・占用位置は任意の箇所について工事用写真 で、その他新設の仕切弁又は消火栓等で確認。
		仕切弁設置 工	径、厚さ、据付位置、鉄 蓋据付	設置箇所ごと。
		消火栓・排 水栓・空気 弁設置工	径、厚さ、鉄蓋と舗装面の 段差、すりつけ勾配	
		仕切弁室・ 排水弁室築 造工	幅、厚さ、高さ、内寸法、 外寸法	
		管防護工	幅、厚さ、長さ	検査職員の指示により適宜。
		推進工	基準高、中心線の変位、 延長	
	路面復 旧	下層路盤工	厚さ、幅	検査職員の指示により適宜。
		上層路盤工	基準高、厚さ、幅	
	その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、高さ、深さ、法長、 長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

注) 本表に記載のない工種については、出来形管理基準を適用する。

イ. 土木工事（農業農村整備事業）出来形検査基準

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
共 通 工 事	土工	基準高、幅、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）。箇所単位のもの適宜。	余盛を指定した場合は余盛計画高を対象とする。
	石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。箇所単位のもの適宜。	
	基礎杭打工	基準高、偏心	5本につき1本以上（ただし、5本未満は2本）。	
	矢板打工（矢板護岸含む）	基準高、中心線のズレ、延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。	中心線のズレは中心線より右を+、左を-とする。
	コンクリート吹付 モルタル吹付	厚さ	1,000 m ² につき1箇所以上（ただし、施工延長1,000 m ² 未満は2箇所）。	
	基礎工（砂基礎等）	厚さ、幅、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）。	管体基礎工は管水路工事による。
	オープンケトン	基準高、厚さ、幅、高さ、長さ、偏位	構造図寸法表示箇所を適宜。	
	コンクリート付帯構造物、横断構造物	基準高、厚さ、幅、高さ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、100m未満は2箇所）。	
	U字溝等水路	基準高、中心線のズレ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）。	
土水路	基準高、幅、高さ、施工延長	500mにつき1箇所以上（ただし、施工延長500m未満は2箇所）。	基準高は指定したとき対象とする。	
ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ	1ha 当たり 3 点以上。	
	基盤整地 表土整地	基準高（指定したとき）、均平度	施工面積の1/10以上の面積を対象に、10a 当たり 3 点以上。	基準高は基盤面の高さとする。均平度は表土埋戻し後とする。
	畦畔復旧	高さ、幅	2,000mにつき1箇所以上。	
	道路工（砂利道）	幅、厚さ、施工延長	幹線道路:施工延長500mにつき1箇所以上。 支線道路:施工延長2,000mにつき1箇所以上。	舗装を行うときは農道工事による。
農 用 地 造 成 工 事	耕起深耕	耕起深	1ha 当たり 1 箇所以上。	
	テラス（階段畑）	幅、起幅、側溝幅、側溝高さ、法勾配	テラス延長1,000mにつき1箇所以上。	
	道路工（耕作道）	幅、厚さ、側溝幅、側溝高さ	テラス延長1,000mにつき1箇所以上。	
	土壌改良	pH測定（指定したとき）	10haにつき1箇所以上。	地表から15cmの土壌を柱状に採取する。
	改良山成	基準高、法勾配	1haにつき1箇所以上、法勾配は施工面積1,000 m ² につき1箇所以上。	切土部のみ対象とする。

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
農 道 工 事	路盤工	基準高、幅、厚さ 中心線のズレ、 施工延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）。	
	コンクリート舗装工、 アスファルト舗装工	幅、厚さ、中心線のズレ、 施工延長、平坦性	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は2箇所）。	平坦性について直読式は実測、プロファイルメーターは施工管理記録による。
	道路工 (砂利道)	幅、厚さ、施工延長	施工延長500mにつき1箇所以上（ただし、施工延長500m未満は2箇所）。	
	道路トンネル (支保工) (吹付コンクリート) (コンクリート覆工) (ロックボルト) (インバート)	幅、間隔 厚さ 基準高、幅、巻厚、 高さ、中心線のズレ、 施工延長 本数、突出量 幅、厚さ、延長	支保工の幅、間隔は適宜。 基準高、幅、高さは100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所）。 厚さ、中心線のズレは適宜。	突出量の規格値はプレート 下面から10cm以内とする。
水 ネ 路 ル ト 工 事	水路トンネル (支保工) (コンクリート覆工)	幅、間隔 基準高、幅、巻厚、 高さ、中心線のズレ、 施工延長	支保工の幅、間隔は適宜。 基準高、幅、高さは100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m未満は3箇所）。 厚さ、中心線のズレは適宜。	吹付ロックボルト工法の吹付、 ロックボルトは道路トンネルを参考とする。
水 路 工 事	現場打開水路 現場打ちサイホン 現場打ち暗渠	基準高、幅、厚さ、 高さ、中心線のズレ、 スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。 中心線のズレは適宜。	スパンの標準延長を9mとした場合。
	鉄筋コンクリート大 型チューム、鉄筋コ ンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、 中心線のズレ、 施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。	厚さ、幅は鉄筋コンクリートL型水路のみ適用する。
	ボックスカルバート水 路	基準高、中心線の ズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。	
河 川 及 び 排 水 路 工 事	コンクリート法覆工 アスファルト法覆工	基準高、厚さ、法 長、施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。	
	コンクリートブロック積 み水路、鉄筋コ ンクリート柵渠	基準高、幅、高さ、 中心線のズレ、 施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。 中心線のズレは適宜。	幅、高さは柵渠には 適用しない。
	ライニング水路 連節ブロック張り コンクリートマット	基準高、幅、法長、 施工延長	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m未満は2箇所）。	

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
管水路工事	管体基礎工 (砂基礎等)	幅、高さ	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)。	基礎材が異なる場合は種類毎とする。
	管水路	基準高、中心線のズレ、ジョイント間隔、施工延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)。中心線のズレ、ジョイント間隔は適宜。	
	管水路(硬質塩化ビニル管)	基準高、埋設深、中心線のズレ、施工延長	500mにつき1箇所以上(ただし、施工延長500m未満は2箇所)。中心線のズレは適宜。	
	管水路(鋼管)	基準高、中心線のズレ、施工延長	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)。中心線のズレは適宜。	
	管水路(埋設とう性管)	たわみ率(適用範囲はダクタイル鋳鉄管、鋼管、強化プラスチック管とする)	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)。	管径900mm以上に適用する。適用管種のJIS等は施工管理基準を確認すること。
畑んか	スプリングケー	埋設深	現場状況により適宜。	
橋梁工事	コンクリート桁(ポストテンション桁)	幅、高さ、桁長、横方向の最大曲がり	10本につき1本以上(ただし、10本未満は2本)。	
	コンクリート床版工	基準高、幅、厚さ	5径間につき1箇所以上(ただし、5径間未満は2箇所)。	コンクリート橋に適用する
	鉄筋コンクリート高欄及び地覆工	幅、高さ	5径間につき1箇所以上(ただし、5径間未満は2箇所)。	
橋梁下部工事	橋台工	敷幅、控壁の厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、胸壁間距離、基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	中心線のズレ、胸壁間距離はスパン毎。 その他は現場状況により適宜。	2スパン以上の胸壁間距離は橋脚工の橋脚中心間距離による。
	橋台工(沓部)	現場状況により適宜。		
	橋脚工(張出式)(重力式)(半重力式)	基準高、天端幅、敷幅、高さ、中心線のズレ、天端長、敷長、橋脚中心間距離	中心線のズレ、橋脚間距離はスパン毎。 その他は5基につき1基以上(ただし、5基未満は2基)。	
	橋脚工(ラーメン式)	基準高、天端幅、中間幅、基礎幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、天端長、橋脚中心間距離	中心線のズレ、橋脚間距離はスパン毎。 その他は5基につき1基以上(ただし、5基未満は2基)。	
のり面保護工事	ラス張り、植生マット、植生シート、張芝	面積、アンカーピン数、アンカーピン及び止め釘	展開図等の測線長について適宜。1,000㎡につき1箇所以上(ただし、1,000㎡未満は2箇所)。	
	種子散布	面積	展開図等の測線長について適宜。	
	客土吹付 植生基材吹付	面積 厚さ	展開図等の測線長について適宜。厚さについて1,000㎡につき1箇所以上(ただし、1,000㎡未満は2箇所)。	吹付直後の厚さとする。
	吹付枠	梁延長、梁間隔、梁断面	1,000㎡につき1箇所以上(ただし、施工延長1,000㎡以内は2箇所)。梁延長については適宜。	

工 種		検 査 内 容	検 査 頻 度	摘 要
暗渠排水工事	吸水渠	布設深、間隔、施工延長	10本につき1本の割合で上下流端の2箇所を測定 (1本の延長が100m以上のときは中間点を加えた3箇所)。	
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深、施工延長	500mにつき1箇所以上。	
頭首工	頭首工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	構造図寸法表示箇所を適宜。	
	護床ブロック (異形ブロック)	基準高、面積	200㎡につき1箇所以上(ただし、施工延長200㎡未満は2箇所)。	
河海川岸	捨石工 消波ブロック	基準高、幅	200mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は2箇所)。	
ため池改修工事	堤体工	基準高、堤幅、法長、施工延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m未満は2箇所)。	
	洪水吐	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長200m未満は3箇所)。 厚さ、中心線のズレは適宜。	スパン長の標準を9mとした場合。
	樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、施工延長	100mにつき1箇所以上(ただし、施工延長100m未満は2箇所)。 厚さ、中心線のズレは適宜。	基準高は管底を原則とする。
揚場排水部機工	本体工	基準高、厚さ、幅、高さ、延長又は長さ	構造図寸法表示箇所を適宜。	
水門・樋管	本体工	基準高、厚さ、幅、内空幅、内空高、延長	函渠寸法は両端、施工継ぎ手箇所及び図面の寸法表示箇所を測定。門柱、操作台等は図面寸法表示箇所を適宜。プレキャスト製品使用の場合は製品寸法を規格証明書で確認し、基準高と延長を測定。	柔構造樋管の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。
さく井	さく井工	さく井深、口径、揚水試験	さく井深度、口径を測定。	規格値は原則として設計値以上とする。

注1：施工管理基準は「工事施工管理基準(農業農村整備事業)」を適用する。ただし、同基準に該当工種がない場合は、千葉県県土整備部の「工事施工管理基準」他を参考とする。

注2：原則として実測とするが、特別の理由により実地において検査できない場合は出来形管理図表、写真、品質証明等により検査することができる。

注3：施工延長とは施工延べ延長をいう。

目次

(1) 仮設工事	1
(2) 土工事	1
(3) 地業工事	1
(3) 地業工事	2
(4) 鉄筋工事	2
(5) コンクリート工事	2
(6) 鉄骨工事	3
(7) コンクリートブロック・ALC パネル・押出成形セメント板工事	4
(8) 防水工事	4
(9) 石工事	4
(10) タイル工事	5
(11) 木工事	5
(12) 屋根・とい工事	5
(13) 金属工事	5
(14) 左官工事	6
(15) 建具工事	6
(15) 建具工事	7
(16) 塗装工事	7
(17) 内装工事	8
(18) ユニット及びその他の工事	9
(19) 耐震改修工事	9
(20) 解体工事	10

出来形検査基準

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(1) 仮設工 事	仮設物	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、規模、構造 ・安全性 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書と仮設計画図及び仮設状況写真の確認 ・安全審査の有無と施工条件検討内容の確認
(2) 土工事	根切り、埋戻し、盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・根切底の深さ、幅、長さ ・支持地盤 ・埋戻し、締め固め工法 	<ul style="list-style-type: none"> ・計測状況写真により確認 ・土質状況写真により確認 ・締め固め状況写真により確認
	地下水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・使用材料、施工方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全審査の有無と施工条件検討内容により確認 ・施工計画書、施工状況写真により確認
	山留め	<ul style="list-style-type: none"> ・使用材料、施工方法及び安全性 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全審査の有無と施工条件検討内容の確認 ・計測記録及び施工状況写真により確認
	整地	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物の有無、建物周囲の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視により確認
(3) 地業工 事	【材料】 既成コンクリート杭 鋼管杭	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された杭材料 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料搬入報告書（送り状等）により確認
	計測	<ul style="list-style-type: none"> ・偏心量、根入れ長さ、傾斜 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書により実測確認
	【工法】 (打撃工法) (認定埋め込み杭工法) プレローリング 最終打撃工法 プレローリング拡大根固め工法 中掘り拡大根固め工法	<ul style="list-style-type: none"> ・プレローリングの位置、径、根入れ深さ、建て入れ、ハンマー重量、落下高、打撃数、貫入量、最終貫入量、リバウンド量、支持力 ・溶接技能者 ・継ぎ手 ・杭頭の位置、高さ ・杭頭処理 ・アースカー据付け、掘削位置、建て入れ、径 ・支持地盤、根入れ深さ ・溶接技能者 ・継ぎ手 ・安定液の管理 ・杭周固定液、根固め液の強度 ・杭周固定液、根固め液の投入量 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工計画書、施工報告書及び施工状況写真等により確認 ・技量証明書等により確認 ・施工状況写真により確認 ・計測記録及び状況写真により確認 ・基礎の補強状況の確認 ・廃棄物の処理方法の確認 ・設計図書、施工計画書、施工報告書及び施工状況写真等により確認 ・支持地盤の深さ及び電流値計測記録により確認 ・技量証明書等により確認 ・施工状況写真により確認 ・施工状況写真により確認 ・試験成績書により確認 ・計測記録、各数量投入記録及び状況写真により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(3) 地業工 事	(場所打ち拡 底杭工法)	・施工方法、使用材料	・設計図書、施工計画書、施工状況写真、 施工報告書により確認
	割り石、砂利地 業	・地業天端の深さ ・締め固め工法、厚さ ・材料の規格	・計測状況写真により確認 ・計測状況写真により確認 ・試験成績書により確認
	捨てコンクリート地 業	コンクリート面の深さ、不陸	・計測状況写真により確認
	床下防湿層	・使用材料、厚さ	・施工状況写真により確認
(4) 鉄筋工 事	材料	・鉄筋の種別、規格、径 ・溶接金網の種別、規格、径	・設計図書、規格証明書又は試験成績書に より確認 ・設計図書、規格証明書により確認
	加工組立	・鉄筋の種別、径、本数、間隔 ・かぶり厚さ、通り、継ぎ手、 定着、フックの位置、長さ、形状	・施工状況写真により確認
	ガス圧接	・圧接技量資格者 ・圧接部引張試験の強度、破断の 位置 ・圧接部超音波探傷試験 ・圧接の箇所数	・技量資格証明書により確認 ・試験成績書により確認 ・試験報告書により確認 ・作業日報及び設計書により確認
(5) コンクリート 工事	コンクリート材料	・類別、種類、骨材、水、混和材 ・スランプ、空気量、強度 ・塩化物	・設計図書、配合計画書及び試験成績書に より確認 ・試験記録及び試験状況写真により確認 ・試験記録により確認
	製造、運搬 打ち込み	・運搬時間、打設方法	・打設計画書により確認
	打ち継ぎ打設 面	・位置	・打ち継ぎ状況写真により確認
	型枠緊張ボルト の頭処理	・錆止め塗料、コンの穴理め	・施工状況写真により確認
	型枠	・使用区分、存置期間、材料	・断熱材等コンクリートに打ち込まれる材料は、材 料搬入報告書及び施工状況写真により確認
	品質及び形状	・強度 ・打設面の状況及び形状	・試験成績書により確認 ・設計図書、施工計画書、施工状況写真及び 実測により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(6) 鉄骨工 事	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼材の材質、規格 ・高力ボルト、特殊高力ボルト、アンカボルトの規格、種類 ・溶接材料 ・スタッドの径、長さ、本数 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、規格証明書、試験成績書、表示マーク写真により確認 ・設計図書、搬入報告書、規格証明書及び試験結果記録書等により確認 ・設計図書及び搬入報告書等により確認
	工作一般	<ul style="list-style-type: none"> ・各部材の加工精度 ・塗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工図、計測記録により確認 ・仕様確認
	高力ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> ・摩擦面の状況 ・締め付け機器の締め付け力の調整 ・仮ボルトの本数、接合面の密着状況 ・予備締め ・本締め 	<ul style="list-style-type: none"> ・ミルスケール無く、一様な錆であることを写真で確認 ・作業開始前の調整記録及び写真状況により確認 ・施工状況写真により確認 ・予備締め完了後のマーキングを写真により確認 ・検査記録により確認
	溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> ・溶接施工管理技術者 ・溶接技能者 ・スタッド溶接技能者 ・開先の状況、加工、エンドタブの処理 ・溶接完了後の検査 (非破壊試験) 	<ul style="list-style-type: none"> ・技量資格証明書により確認 ・技量資格証明書により確認 ・技量資格証明書により確認 ・施工状況写真により確認 ・試験成績書により確認
	耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工報告書及び状況写真により確認
	アンカボルト	<ul style="list-style-type: none"> ・保持並びに埋め込み工法、位置、高さ、本数、長さ、柱底ならし、仕上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況写真により確認
	建て方	<ul style="list-style-type: none"> ・建て入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・建て方検査記録及び計測状況写真により確認
	溶融亜鉛 メッキ工法	<ul style="list-style-type: none"> ・メッキ付着量 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験成績書により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(7) コンクリート ブロック・ALC パネル・押出 成形セメント板 工事	コンクリートブロック	<ul style="list-style-type: none"> 種類、規格、厚さ 鉄筋の位置、継ぎ手 開口部補強 積み上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、表示マーク写真により確認 外観歪み、亀裂、きず等について判定 施工状況写真により確認 施工状況写真により確認 施工状況写真により確認
	ALCパネル	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類 金物、アンカー、目地鉄筋、モルタル及びロックウール充填、溶接部の処理 バックアップ材及びシーリング材、開口部補強、建て入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、規格証明書及び表示マーク写真により確認 施工状況写真により確認 施工状況写真により確認
	押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類 取付け及びシーリング材 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書、規格証明書及び写真により確認 施工状況写真により確認
(8) 防水工 事	材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、数量 	<ul style="list-style-type: none"> 種類、種別の品質証明、納品書、入荷及び使用状況写真等を設計図書及び施工計画書により確認
	防水下地	<ul style="list-style-type: none"> 平坦性、乾燥状況、出隅、入隅 	<ul style="list-style-type: none"> 計測状況写真及び施工状況写真により確認
	プライマー塗り	<ul style="list-style-type: none"> 塗装状況 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真により確認
	ルーフィング張り 防水層押え	<ul style="list-style-type: none"> 仕様、工法、出隅、入隅、立上がり、ドレーン回り 立ち上がり部、工法 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真により確認 施工状況写真により確認
	シート防水 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> 仕様、工法、出隅、入隅、立上がり、ドレーン回り 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真により確認
	シーリング	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間、接着性能試験、形状 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真により確認
	防水保証書		<ul style="list-style-type: none"> 保証内容及び期間を確認
(9) 石工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> 規格、種類、形状、寸法 	<ul style="list-style-type: none"> 設計図書及び施工図等により確認 目視等により確認
	下地ごしらえ	<ul style="list-style-type: none"> 下地組、アンカー取付金物 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真により確認
	取り付け	<ul style="list-style-type: none"> 裏込めモルタル、目地仕上げ工法 不陸、目違い、清掃 	<ul style="list-style-type: none"> 施工状況写真により確認 目視等により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(10) タイル工 事	材料	・種類、規格、形状、寸法	・規格証明書、見本等で確認
	張り下地	・工法、散水、浮き、亀裂	・施工状況写真により確認
	打診検査及び 接着力試験	・浮き、亀裂 ・屋外タイル接着力試験 ・不陸、目違い、ひび割れ	・施工状況写真により確認 ・試験成績書及び検査状況写真等により確認 ・目視等により確認
(11) 木工事	材料	・樹種、等級、寸法、含水率 ・防腐、防虫処理	・設計図書、規格証明書、材料調書により 確認 ・施工状況写真により確認
	仕口、継ぎ手、 金物	・工法、位置、釘、アンカーボルト	・施工状況写真により確認
(12) 屋根・ とい工事	材料	・規格、形状、寸法	・設計図書及び規格証明書等により確認
	屋根工法	・重ね、取り付け金物、各種役物、 補強、納まり	・設計図書、施工計画書及び施工状況写真等 により確認
	とい、ルフトレーン 工法	・といの継ぎ手、下がり止め、 養生管、掃除口	・目視等により確認
(13) 金属工 事	表面処理	・表面処理 ・亜鉛メッキ処理	・試験成績書により確認 ・付着量、皮膜厚さの証明書による確認
	軽量鉄骨天井・ 壁下地及び工 法	・吊りボルト、野縁受け、野縁、 ランナー、スタッド、振れ止めの規格、 種類、形状寸法 ・間隔、位置、補強及び防錆処理 ・天井下地の高さ	・規格証明書又は品質証明書による確認 ・施工状況写真により確認 ・計測状況写真により確認
	手摺及びタラップ	・材質 ・取り付け、形状、寸法、位置 ・見えがくれ部	・規格証明書又は品質証明書による確認 ・施工図及び目視により確認 ・施工状況写真により確認
	金属成形板	・材質 ・工法	・設計図書及び品質証明書等により確認 ・仕様及び施工計画書等により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(14) 左官工 事	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラスターの規格、種類 ・ 混和材、保水材、防水材、セメント系フィラー ・ 各種仕上げ塗り材 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 材料の搬入報告書及び品質証明書により確認 ・ 材料の搬入報告書、カタログ及び施工状況写真により確認 ・ 材料の搬入報告書、カタログ及び施工状況写真により確認
	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ モルタル塗り及びプラスター塗り類の下地処理（水洗い、セメントペースト塗り、異種下地接続の処理、亀裂箇所補修） ・ モルタル塗り、防水モルタル塗り、プラスター塗りの塗り回数、放置期間 ・ 浮き、クラック及びみだら ・ 各種仕上げ塗り材仕上げの調合、吹き付け回数及び塗布量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工状況写真により確認 ・ 施工状況写真により確認 ・ 目視により確認 ・ 設計図書、入荷及び使用状況写真、施工計画書及び施工状況写真により確認
(15) 建具工 事	【木製建具】 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 等級、樹種、含水率、金物 ・ ホルムアルデヒドの放散量 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、規格証明書及び材料調書等により確認
	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふすま、フラッシュ戸等の骨組み、空気穴、丁番枚数、戸車、レール ・ 形状、寸法、見込み厚、調整、塗装 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕様書、施工図及び骨組み写真等により確認 ・ 目視により確認
	【金属製建具】 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルミニウム型材及び板材の材質、形状、寸法、表面処理 ・ 鋼材、亜鉛メッキ鉄板、芯材の材質、形状、寸法、表面処理 ・ ステンレス鋼板の形状、寸法、表面処理 ・ 建具金物 ・ 自動扉、シャッター、防火戸等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認 ・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認 ・ 設計図書、規格証明書又は社内検査書及び計測記録により確認 ・ 規格証明書又は社内検査書により確認 ・ 性能、強度等規格証明書により確認
	製品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寸法、形状 ・ 性能、強度、気密性、水密性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製作所の社内基準、検査成績書及び目視により確認 ・ 計算書及び性能試験成績書により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(15) 建具工 事	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・加工、組立、材種及び防錆塗料 ・くつづり、下枠のモルタル詰め の良否 ・枠廻り防水モルタル詰め の良否 ・シーリングの良否 シーリング材の適否 ・対アルカリの養生の良否 ・取り付けアンカーの位置、 間隔 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書、施工承諾図及び 施工状況写真により確認 ・施工状況写真により確認 ・施工状況写真によりメーカー、 配合を確認 ・施工状況写真によりメーカー、 材質を確認 ・施工状況写真により確認 ・施工状況写真により確認
	【ガラス工事】 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・種類、厚さ ・セッティングブロックの硬さ、 グレイジングガスケット ・シーリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・材料搬入証明書及び規格証明書 により確認 ・カタログ、見本品等により確認 ・カタログ、見本品等により確認
	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・網入りガラスの防錆処理 ・切断面、のみこみ状況 ・欠損、割れ、きず 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況写真又は施工証明書 により確認 ・目視により確認 ・目視により確認
(16) 塗装工 事	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・規格、種別、数量 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格証明書又は表示マーク、 基材等の認定書、入荷及び 使用状況写真、施工計画書及び 出荷証明書により確認
	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・素地ごしらえ（汚れ、付着物、 亀裂、パテがはい、研磨紙ずり 錆落とし） ・錆止め、塗料塗りの塗り方、 回数 ・各種塗り工法（塗料のこしわけ、 かくはん、パテ、下塗りの乾燥 状況、塗り工程の色分け、刷毛 目、吹きむら、塗りむら等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況写真及び目視により 確認 ・施工状況写真及び目視により 確認 ・施工状況写真及び目視により 確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(17) 内装工 事	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル、ビニル幅木等の規格、種別、形状、寸法 ・合成樹脂塗り床の規格、種別、数量 ・各種ボード類及び合板の規格、種類、数量、防火認定の仕様ホルムアルデヒドの放散量 ・フローリング類の規格、種別、樹種ホルムアルデヒドの放散量 ・紙、布、ビニル張りの品質、性能、防火認定の仕様 ・畳の種別、防虫処理 ・畳表、へりの規格、針足 ・カーペット類の種類、規格 ・接着材の種類、規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書及び規格証明書、入荷状況写真により確認 ・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真により確認 ・設計図書、規格証明書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真等により確認 ・設計図書、規格証明書、材料搬入報告書、出荷証明書、入荷状況写真等により確認 ・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書等により確認、防火性能表示マーク ・規格証明書、見本品等により確認 ・規格証明書及び材料搬入報告書により確認 ・設計図書、材料搬入報告書、出荷証明書等により確認、防火性能表示マーク ・材料搬入報告書、入荷状況写真により確認
	工法	<ul style="list-style-type: none"> ・下地の乾燥 ・仮敷き、継ぎ目処理、圧着 ・合成樹脂塗り床 ・仕上げの種類 各種ボード類、合板張りの下張り、接着剤、ビス材質、間隔 ・不陸、目違い、欠損 ・フローリング類の止め付け工法 ・カーペット類の下敷き材の敷詰め、上敷きの敷詰め、グリッパー取り付け、継ぎ目方向、はぎ合わせほつれ止め（タフテッド） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工状況写真により確認 ・施工状況写真により確認 ・製造所仕様及び施工状況写真により確認 ・施工状況写真及び目視により確認 ・目視により確認 ・施工状況写真により確認 ・施工状況写真により確認

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(18) エット及びその他の工事	黒板、掲示板、家具、カーテン、ブラインド、フリーアクセスフロア、トイレブース	<ul style="list-style-type: none"> ・材種、形状、寸法 ・下地材の大きさ、間隔、受け金物 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、施工図及び計測により確認 ・目視及び施工状況写真により確認
(19) 耐震改修工事	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・接着系アンカー、グラウト ・スパイラル筋 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、規格証明書、試験成績書、表示マーク写真により確認
	取り付け	<ul style="list-style-type: none"> ・施工管理技術者 	<ul style="list-style-type: none"> ・技量資格証明書により確認
	試験	<ul style="list-style-type: none"> ・接着系アンカー取り付け後の引張試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験成績表により確認
		<ul style="list-style-type: none"> ・グラウトの圧縮試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験成績表により確認
	注入	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウト剤の流下値及び強度 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書、試験成績書及び施工状況写真により確認
(7) 鉄骨工事を準用のこと			

工 種	検査項目	検 査 内 容	検 査 要 点
(20) 解体工 事	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> ・契約図書 ・官公署等手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用図書、仕様書の確認 ・各種届け出の確認
	仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策・養生 ・指定仮設物 	<ul style="list-style-type: none"> ・特記による騒音、粉塵対策の確認、散水養生の確認 ・特記による仮設物（仮囲い、敷き鉄板、交通誘導員）の確認
	解体施工	<ul style="list-style-type: none"> ・事前措置 ・建築物解体 ・解体後の整地 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種設備配管等の処置記録確認 ・各部位の分別解体の確認 ・埋め戻し、盛土の特記による確認 地均し等の状態確認
	建設廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画 ・廃棄物の現場内保管 ・廃棄物の運搬・処分の委託 ・再資源化等 ・最終処分 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書の確認 ・廃棄物処理法による同保管基準に沿った保管の確認 ・委託契約による確認 マニフェスト交付による処分終了の確認 ・特記による廃棄物の再資源化の確認及び促進計画書の確認 ・特記による廃棄物、処分場の確認
	特別管理産業 廃棄物等処理	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理計画 ・廃棄物の現場内保管 ・廃棄物の運搬・処分の委託 ・廃棄物の処分等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書の確認 ・特別管理産業廃棄物保管基準に沿った保管の確認 ・委託契約による確認 ・マニフェスト交付による処分終了の確認 ・特記による処分方法の確認
	アスベスト含有 建材除去工事	<p>(除去工事共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工方法 ・専門工事業者 ・石綿作業主任者 ・除去作業者 ・特別管理産業廃棄物管理責任者 ・粉じん濃度測定 ・施工記録報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・設計図書の特記により作業レベル1・2・3を確認、施工計画書、廃棄物の処理方法、施工状況写真等から確認 ・工事に相応した技術を有する証明資料の確認 ・有資格者としての証明書の確認 ・石綿則特別受講の確認 石綿則特殊健康診断受診の確認 ・有資格者としての証明書の確認 ・都道府県の登録により測定機関の確認 測定記録の確認 ・同上各項の記録を整理した報告書の確認

目次

電気通信設備工事編

1 共通事項	1
2 共通工事	1
3 雷保護設備	3
4 受変電・配電設備工事	4
5 電源設備工事	5
6 監視・制御・計装設備	6
7 CCTV・ITV 設備	6
8 無線設備	7
9 照明設備工事	8
10 電話設備工事	9
11 防災設備工事	9
12 通信・情報設備工事	10

機械設備工事編

1 共通事項	11
2 共通工事	11
3 建築機械設備	13
-1 空気調和設備工事	13
-2 自動制御設備工事	15
-3 給排水衛生設備工事	16
-4 ガス設備工事	17
-5 さく井設備工事	18
-6 浄化設備工事	19
-7 昇降機設備工事	20
-8 機械式駐車設備工事	21
-9 医療ガス設備工	21
4 河川、港湾、水処理プラント設備等	22
-1 河川・水路等機械設備	22
-2 水処理施設機械設備	22
-3 薬品注入設備	23
-4 揚水等ポンプ設備	24

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>1 共通事項</p> <p>-1 関係法令による手続き</p> <p>-2 契約図書に基づく履行状況の確認</p> <p>-3 工事経過写真の確認と照合</p> <p>-4 資材及び機器の確認</p> <p>-5 試験、測定等の確認</p> <p>-6 予備品、付属品の納入票及び現品確認</p> <p>-7 建設副産物処理（リサイクル処理含む）の確認</p> <p>-8 完成図書</p>	<p>当該工事目的物の設置に関わる法令手続きが適切に行われ受理又は検査に合格していること。</p> <p>契約図書等に基づく手続きが行われていること。</p> <p>工事完成に至る機器製作並びに現場施工状況が撮影されていること。</p> <p>使用される資材及び機器の仕様、規格、品質が適切であること。</p> <p>法令、基準に基づく試験、測定並びに指定された機能を確認できる試験が適切に行われていること。</p> <p>指定された予備品、付属品が納入されていること。</p> <p>建設副産物の処理が適切に行われていること。</p> <p>納入・設置された機器の製作、据付、施工、シケンス、取扱説明事項が網羅されていること。</p>	<p>手続き書類で確認する。</p> <p>契約図書及び契約図書で指定する書類で確認する。</p> <p>工事写真で確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>施工計画（工種別詳細要領書等含む）又は品質管理書類、試験成績記録及び実測定を指示して確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>施工計画書、建設副産物処理調書、処理委託契約書、リサイクル計画書、マニフェスト等で確認する。</p> <p>完成図書を確認</p>
<p>2 共通工事</p> <p>-1 施工共通事項</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工</p> <p>-3 試験</p>	<p>・指定された規格、品質、数量を満たしていること。</p> <p>・設計図書、関係法令、基準、規格に適合していること。</p> <p>・器具は堅固に固定されていること。</p> <p>・設置、取付けにおいて、傷、汚れがないこと。</p> <p>・指定された性能、機能を満たしていること。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令・規格適合に関わる認定証、検定証、計画（報告）書、試験成績書、品質証明書等施工管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験・調整、測定記録（成績書）等で確認する。</p> <p>寸法その他必要な測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-2 土工事	<ul style="list-style-type: none"> 掘削：掘削面の高さとのり面の勾配が適切で、必要な掘削深さが得られていること。 埋戻：埋戻土の種別の選定及び締固めが適切に行われていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。
-3 地業工事	<ul style="list-style-type: none"> 砂利敷き、捨コンクリートの規格が適切で、設計図書の寸法（厚み）を満たしていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。
-4 コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> 配筋状況が適切であること。 コンクリートは指定された条件を満足する配合であること。 ひび割れ、空洞等がないこと。 	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●配合書、出荷伝票、報告書、スランプ、強度試験報告書等
-5 防火区画の貫通処理	<ul style="list-style-type: none"> 法令で定める構造、方法、不燃材で処理されていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●認定品を使用した場合は、その証明書、ステッカー貼付
-6 その他貫通部の処理	構造体を貫通し、外部に直接通ずる開口は防水処置を施していること。	2-1 の検査方法等に適合していること。
-7 基礎工事	据え付けられる機器等に応じた指定強度が得られていること。 寸法、仕上がり、躯体と結束、固定の方法が適切であること。	2-1 の検査方法等に準ずる。
-8 塗装及び防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> 対象物の設置環境に応じた適切な処理（塗料・防錆）が選定されていること。 下地処理が適切かつ確実であること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●塗装等に関わる計画（要領）書
-9 配管・配線設備工事 -1 地中配管 -2 露出配管 -3 屋内、屋外配線 -4 ケーブル配線 -5 架空配線 -6 その他配線器具（ダクト、ラック、線ぴ、ボックス等）	<ul style="list-style-type: none"> 無駄な屈曲、段差がないこと。土かぶり確保されていること。 曲げ半径、支持間隔、振れ止めが基準値を満足し、かつ取付が確実であること。 規定の高低圧、弱電線との離隔又は区画、金属管（保護管、プルボックス含む）には接地が施されていること。 伸縮性、耐震性を考慮した適切な施工であること。 電線相互、対地間の絶縁抵抗が規定値以上であること。 	<p>■電気設備技術基準及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-9 配管・配線設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・中継盤、機器盤内の整線状態が良好であること。 ・配線、ケーブルの行先表示が明示されていること。 ・配線器具の立上がり、立下がり部の処理が適切であること。 ・汚損、損傷がなく、配線、器具等の取付が確実であること。 	
-10 接地工事 -1 高圧又は特別高圧の機器等の接地 -2 変圧器 2 次側電路の接地 -3 低圧機器等の接地	<ul style="list-style-type: none"> ・接地抵抗値は接地種別に応じた規定値以下であること。 ・接地の必要な機器に必要な種別の接地が施されていること。 ・接地幹線と分岐線の接続が適切であること。 ・接地極（又はこれに代わるもの）と被接地器具との導通が確実であること。 	<p>■電気設備技術基準及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>
3 雷保護設備 -1 外部雷保護設備 -1 受雷部 -2 引下げ導体 -3 接地極等 -2 内部雷保護設備 -1 共通接地器具 -2 避雷装置等	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、数量を満たしていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・鉄筋や近接する金属構造物との隔離又はポイントが適切に施されていること。 ・目的に応じた接地システムが構成され、避雷装置が適切に設置されていること。 ・汚損、損傷がなく、器具等の取付が確実であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接地抵抗値が規定値及び指定値以下であること。 ・接地導通が確実であること。 	<p>■JIS A 4201 及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>4 受変電・配電設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状態</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 保安用具、保安表示等の 掲示</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。 ・盤内充電部の離隔、保護が適切であること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・配線、母線の締付が適切に行われていること。 ・法令等による構造物との離隔(間隔)の確保及び設備基準を満たしていること。 ・汚損、損傷がなく、器具等の取付が確実であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能が規定値及び指定値を満たしていること。 ・法令に基づく試験、検査記録が整っていること。 ・操作性及び動作が適切であること。 ・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。 ・インターロックの機能が確実であること。 <p>また、保護継電器は設定値で確実に動作すること。</p> <p>【保安処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画の危険表示(高圧、取扱者以外立ち入り禁止等)が掲示されていること。 ・絶縁マット、操作器具の備え付けられていること。 	<p>■電気事業法、電気設備技術基準、消防法、火災予防条例、その他指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●機材容量選定に関わる各種計算書等</p> <p>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</p> <p>●法令・規格適合に関わる試験成績書等</p> <p>●機材の動作・機能に関わる試験成績書等</p> <p>●その他性能機能を証明、保証する書類</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理(施工要領・出来形・品質管理)書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <p>●使用前検査(自主検査、法定検査含む)書類</p> <p>●現地試験成績、測定記録等</p> <p>寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>5 電源設備工事（発電設備、無停電電源設備等）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 付属設備</p> <p>-6 保安用具、表示等の確認</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。 ・盤内充電部の離隔、保護が適切であること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・配線、母線の締付が適切に行われていること。 ・法令等による構造物との離隔（間隔）の確保及び設備基準を満たしていること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・法令に基づく試験、検査記録が整っていること。 ・操作性及び動作が適切であること。 ・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。 ・インターロックの機能が確実であること。 <p>また、保護継電器は設定値で確実に動作すること。</p> <p>【保安処置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画の危険表示（高圧、取扱者以外立ち入り禁止等）が掲示されていること。 ・絶縁マット、操作器具の備え付けられていること。 	<p>■電気事業法、電気設備技術基準、消防法、火災予防条例、その他指定された仕様に適合していること。</p> <p>4の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【試験】の検査方法等に適合していること。</p> <p>●振動、騒音、ばい煙測定等の測定記録</p> <p>●使用前検査（自主検査、法定検査含む）書類</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>6 監視・制御・計装設備（遠方監視、中央監視、自動制御、計装設備）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。 関係法令、基準、規格に適合していること。 機器の固定については耐震性が考慮されていること。 取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定された性能、機能を満たしていること。 絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。 指定された設備の監視、制御が円滑に行えること。 誤動作、誤操作防止機能を備えていること。 必要なプログラム制御が行えること。 操作性及び動作が適切であること。 	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 ●法令・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材の動作・機能に関わる試験成績書等 ●その他性能機能を証明、保証する書類 <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●現地試験成績、調整・測定記録等寸法、抵抗測定等を指示し確認する。
<p>7 CCTV・ITV 設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> 盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。 関係法令、基準、規格に適合していること。 	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>5の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-4 操作、動作、表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・旋回装置の水平調整、基礎架台固定が適切であること。 ・太陽光、照明光が当たらないように設置位置、角度が配慮されていること。 ・夜間においても画質が調整され、視認性が確保されていること。 ・取付け状況、仕上がりが良好であること。 <p>【試験】</p> <p>指定された性能、機能を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。 <p>指定された信号レベルを得られていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作性及び動作が適切であること。 	<p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>
<p>8 無線設備（各種無線設備、警報設備）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盤内配線の整線、端子台取り付け、表示が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●機材容量選定に関わる各種計算書 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 ●法令・規格適合に関わる認定証又は検定証 ●試験成績書等 <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示	<p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作性及び動作が適切であること。 ・絶縁耐力、絶縁抵抗は規定値以上であること。 ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・指定された信号レベルを得られていること。 	5の 【試験】 の検査方法等に適合していること。
<p>9 照明設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 器具の支持方法及び内装との取合い</p> <p>-3 外灯の設置方法と仕上げ</p> <p>-4 点灯状態の確認他</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満たしていること。 ・使用場所に応じた構造、品質、機能を有していること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・スイッチ、コンセントの極性が適切であること。 ・他の設備との協調がとれていること。 ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・一般照明及び非常照明の照度基準を満たしていること。 ・電源回路の絶縁抵抗が適切であること。 ・器具に適切な接地が施されていること。 	<p>■建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入仕様書等 ●法令・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>10 電話設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p>【機材】</p> <p>指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・通話品質が確保されていること。 ・電源装置が確実に機能していること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。 	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>9の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>
<p>11 防災設備工事（自火報設備・防犯設備等）</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p>【機材】</p> <p>指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 ・配線、器具取付状態が適切であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・感知器と表示区画の整合がとれていること。 ・盤内整線状態が良好であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。 	<p>■建築基準法、消防法、電気設備技術基準、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>8の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
	<ul style="list-style-type: none"> ・電源装置が確実に機能していること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。 	
<p>12 通信・情報設備工事 (拡声装置、電気時計装置、表示装置、テレビ共同受信装置、構内情報通信網装置等)</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p>【機材】 指定された規格品質、機能、数量を満たしていること。</p> <p>【施工】 ・配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準に適合していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。</p> <p>【試験】 ・指定された性能、機能を満たしていること。 ・盤内整線状態が良好であること。 ・関連設備との協調(連動)動作が確実であること。 ・電源装置が確実に機能していること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。</p>	<p>■電気設備技術基準、電気通信事業法、電波法、その他指定する仕様に適合していること。</p> <p>8 の【機材】の検査方法等に適合していること。</p> <p>4 の【施工】の検査方法等に適合していること。</p> <p>5 の【試験】の検査方法等に適合していること。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>1 共通事項</p> <p>-1 関係法令による手続き</p> <p>-2 契約図書に基づく履行状況の確認</p> <p>-3 工事経過写真の確認と照合</p> <p>-4 資材及び機器の確認</p> <p>-5 試験、測定等の確認</p> <p>-6 予備品、付属品の納入表及び現品確認</p> <p>-7 建設副産物処理（リサイクル処理含む）の確認</p> <p>-8 完成図書</p>	<p>■電気通信設備工事編</p> <p>1 共通事項の検査基準による。</p>	<p>■電気通信設備工事編</p> <p>1 共通事項の検査方法等による。</p>
<p>2 共通工事</p> <p>-1 施工共通事項</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工</p> <p>-3 試験</p>	<p>・指定された規格、品質、数量を満足していること。</p> <p>・設計図書、関係法令、基準、規格に適合していること。</p> <p>・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。</p> <p>・指定された性能、機能を満足していること。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令・規格適合に関わる認定証、検定書、計画（報告）書、試験成績書、品質証明書等</p> <p>施工管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●施工管理（出来形・品質管理）書類等</p> <p>現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験・調整、測定記録（成績書）等で確認する。</p> <p>寸法、抵抗測定等を指示し確認する。</p> <p>●現地試験成績書等</p>
<p>-2 土工事</p>	<p>・掘削：掘削面の高さとのり面の勾配が適切で、必要な掘削深さが得られていること。</p> <p>・埋戻：盛土の種別の選定及び締固めが適切に行われていること。</p>	<p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>
<p>-3 地業工事</p>	<p>・砂利敷き、捨コンクリートの規格が適切で、設計図書の寸法（厚み）を満足していること。</p>	<p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p>
<p>-4 コンクリート工事</p>	<p>・配筋状況が適切であること。</p> <p>・指定値以上の強度のコンクリートを使用していること。</p> <p>・ひび割れ、空洞等がないこと。</p>	<p>2-1 の検査方法等に準ずる。</p> <p>他 ●配合書、報告書、スランプ、強度試験報告書等</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-5 防火区画の貫通処理	<ul style="list-style-type: none"> ・法令で定める構造、方法、不燃材で処理されていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●認定品を使用した場合は、その証明書、ステッカー貼付
-6 その他貫通部の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・止水性に優れた処理が施されていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。
-7 基礎工事	<ul style="list-style-type: none"> ・据え付けられる機器等に応じた検討がなされ、適切な基礎となっていること。 ・寸法、仕上がり、強度、躯体と結束、固定の方法が適切であること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。
-8 保温、塗装及び防錆工事	<ul style="list-style-type: none"> ・見切りバンド、菊座の仕舞が適切であること。 ・仕上がりが良好であること。 ・対象物の設置環境に応じた適切な処理（塗料・防錆）が選定されていること。 ・下地処理が適切に行われていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。 他 ●塗装等に関わる計画（要領）書
-9 配管工事 -1 地中配管 -2 管の接合、勾配、支持 -3 耐震及び伸縮に対する考慮 -4 配管上部の空気抜き、下部の水抜き処理 -5 特殊仕様の配管材料の加工及び補修方法	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄な屈曲、段差がないこと。 ・土かぶりが確保されていること。 ・接合方法、勾配が指定された仕様（基準）に適合していること。 ・曲げ半径、支持間隔、振れ止めが基準値以上で、かつ取付が確実であること。 ・伸縮性、耐震性を考慮した適切な施工がなされていること。 ・配管経路上の適切な位置に設置されていること。 ・要領書に基づき施工されていること。 	2-1 の検査方法等に準ずる。
-10 各設備の電源配線工事等	■電気通信設備工事編2-9の検査内容に準ずる。	■電気通信設備工事編2-9の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>3 建築機械設備</p> <p>-1 空気調和設備工事</p> <p>-1 ボイラー及び温風暖房機</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。 ・指定された付属品が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・機器の固定については耐震及び防振措置が考慮されていること。 ・基礎は適切な強度が得られていること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作が確実であること。 ・本体及び配管の耐圧性能が確保されていること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。 	<p>■ボイラー関連規則、構造規格及び指定された仕様に適合していること。</p> <p>■バーナーは、消防法、ガス事業法、液化ガス保安法令、及び燃焼に関する安全基準に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令に基づく許可又は届出、個別検定、検査済証、適合認定証等</p> <p>●納入仕様書等</p> <p>●基準・規格適合に関わる試験成績書等</p> <p>●消防法令等に基づく届出等の検査済書類等</p> <p>●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <p>●試験成績、測定記録等</p> <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

設備 13

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-1-2 温水発生機 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-3 冷凍機 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる 他 ●高圧ガス保安法、冷凍保安規則等及び指定された仕様に適合していること。
-4 氷蓄熱ユニット 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-5 冷却塔 -1 機材 -2 配管、配線等の接続 -3 据付状況 -4 操作、動作、表示 -5 運転状況	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 関係法令、基準、規格に適合していること。 必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。 指定された付属品が具備されていること。 <p>【施工】 ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機器の固定については耐震及び防振措置が考慮されていること。 基礎は適切な強度が得られていること。 関係法令、基準、規格に適合していること。 取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】 ・指定された性能、機能を満足していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全装置又は保護装置の動作は確実であること。 関連設備との協調（連動）動作が確実であること。 制御及び計測装置の動作は確実であること。 本体及び配管の耐圧性能が確保されていること。 法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。 	<p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験成績、測定記録等 <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
3-1-6 空気調和機 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。 他 ●法令、条例に基づく特定施設届出 (振動、騒音) の受理
-7 空気清浄装置 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-8 全熱交換 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-9 放熱器及び放熱器付属品 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-10 送風機 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。 他 ●法令、条例に基づく特定施設届出 (振動、騒音) の受理
-11 ポンプ (空調用) 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。 他 ●グラウト排水が滞留することなく流出すること。 ●水中ポンプ機側ケーブルは機器一体であること。(現場接続不可) ●逆止弁に背圧がかかるような配管状態の時はパイプ又は水抜きが設けられていること。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-12 タンク及びヘッダー 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-13 ダクト及びダクト付属品 3-1-5 の項目に準ずる。	3-1-5 の検査内容に準ずる。	3-1-5 の検査方法に準ずる。
-14 制気口及びダンパー 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-2 自動制御設備工事 -1 自動制御装置 -2 端末装置 -3 自動制御盤 -4 中央監視盤 -5 計装機器	■電気通信設備工事編 6 監視・制御・計装設備の検査内容に準ずる。	■電気通信設備工事編 6 監視・制御・計装設備の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-3 給排水衛生設備工事</p> <p>-1 衛生器具</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 通水・排水状況</p> <p>-2 ポンプ類（揚水ポンプ、小型給水ポンプ等）</p> <p>3-3-1 の項目に準ずる。</p> <p>-3 タンク類（貯湯、給水、消火用等）</p> <p>3-3-1 の項目に準ずる。</p> <p>-4 消火機器類（屋内、屋外消火栓、特殊消火等）</p> <p>3-3-1 の項目に準ずる。</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・指定された付属品が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・指定された方法により取り付けられ、ガタつきがないこと。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作は確実であること。 ・漏水がなく、通水又は排水状態が良好であること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。 <p>3-1-11 の検査内容に準ずる。</p> <p>3-1-12 の検査内容に準ずる。</p> <p>他 ●飲料用にあつては、清掃及び消毒を行っていること。</p> <p>3-3-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>■指定された仕様に適合していること。</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>他 ●消防用にあつては、消火設備設置届出、検査済証</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>他 ●消防用にあつては、消火設備設置届出、検査済証</p> <p>3-1-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>他 ●消火設備設置届出、検査済証</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-5 排水器具（排水金具、桝等） -1 機材 -2 配管との接続 -3 取付状況 -4 排水状況	【機材】 ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 【施工】 ・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。 【試験】 ・漏水がなく、通水又は排水状態が良好であること。	3-1-1 の検査方法に準ずる。
-4 ガス設備工事 -1 都市ガス設備 -1 機材 -2 配管及び接合 -3 据付状況	【機材】 ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・指定された付属品が具備されていること。 【施工】 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・警報装置は使用ガスの性状に即した場所に設置されていること。 ・指定された方法により取り付けられ、ガタつきがないこと。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・防食処置及び塗装は適切であること。（埋設、露出部） ・躯体貫通部及び建物引き込み口の配管の処置（テープ巻き又は絶縁継手設置等）は適切であること。 ・電気工作物との離隔又は保護は適切であること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。	■ ガス事業法及び技術基準に適合していること。 設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。 ● ガス事業者の供給約款及び法令に基づく認定品であること。 ● 納入仕様書等 ● 基準・規格適合に関わる試験成績書等 ● 機材等の据付に関わる強度計算書 施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。 ● 段階立会確認又は報告書 ● 施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 写真及び現場において出来映えを確認する。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>3-4-1</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 ガス通し、点火状況</p> <p>-2 液化石油ガス設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管及び接合</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 ガス通し状況</p> <p>-5 さく井設備工事</p> <p>-1 事前調査</p> <p>-2 さく井設備</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 施工状況</p> <p>-3 仕上げ</p>	<p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作は確実であること。 ・気密・耐圧試験及び点火試験が良好であること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。 <p>3-4-1 の検査内容に準ずる。</p> <p>特記により必要な事前調査が行われていること。</p> <p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・指定された付属品が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前調査に基づいた、適切な掘削工法で行われ、必要な測定が行われていること。 ・指定された方法により、ケーシング、スクリン、砂利充てん、遮水が施されていること。 ・十分な井内洗浄、泥、砂の除去が行われていること。 <p>※ポンプの検査内容は、3-1-5 に準ずる</p>	<p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験成績、測定記録等 <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p> <p>■高圧ガス保安法、液化石油ガス保安規則、容器保安規則、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、LPガス設備設置基準及び取扱要領に適合していること。</p> <p>3-4-1 の検査方法に準ずる。</p> <p>調査報告書により確認する。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 試験調整報告	<p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作が確実であること。 ・気密・耐圧試験及び揚水状況が良好であること。 ・法令に基づく届出が行われ、検査に合格していること。 	<p>揚水試験報告書で確認する。</p> <p>水質試験結果を確認する。</p> <p>●保健所又は認定機関の検査済証</p>
<p>-6 浄化設備工事</p> <p>-1 現場施工型浄化槽</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・指定された付属装置が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・基礎は適切な強度が得られていること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作は良好であること。 ・水槽及び配管類は漏れがないこと。また、適切な漏れ確認が行われていること。 ・放流水の水質基準を満足していること。 	<p>■浄化槽法及び建築基準法、千葉県浄化槽取扱指導要綱に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <p>●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等</p> <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <p>●段階立会確認又は報告書</p> <p>●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等</p> <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <p>●試験成績、測定記録等寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-2 エット型浄化槽</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・関係法令及び条例、基準、規格に適合していること。 ・指定された付属装置が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・基礎は適切な強度が得られていること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作が良好であること。 ・放流水の水質基準を満足していること。 	<p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等 ●納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験成績、測定記録等 <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>
<p>-7 昇降機設備工事</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・関係法令及び条例、基準、規格に適合していること。 ・指定された付属装置が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 	<p>■建築基準法令に適合していること。</p> <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証、納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等

工種・項目	検査基準	検査方法等
-4 操作、動作、表示 -5 運転状況	【試験】 ・指定された性能、機能を満足していること。 ・付属装置の動作は良好であること。 ・安全装置・保護装置の操作が確実にあること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実にあること。	写真及び現場において出来映えを確認する。 試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。
-8 機械式駐車設備工事 3-4 の項目に準ずる。	3-4 の検査内容に準ずる。	3-4 の検査方法に準ずる。
-9 医療ガス設備工 3-1-1 の項目に準ずる。	3-1-1 の検査内容に準ずる。	3-1-1 の検査方法に準ずる。

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>4 河川、港湾、水処理プラント設備等</p> <p>-1 河川・水路等機械設備</p> <p>-1 水門・除塵機等</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p> <p>-5 運転状況</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された機能、規格、品質、数量を満足していること。 ・指定された付属装置、機材が具備されていること。 <p>【施工】</p> <p>【電気通信設備工事編 2-9 配管・配線工事】の検査内容に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・設置、取付け状況、仕上りが良好であること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・運転動作が良好であること。 ・安全装置・保護装置の動作が確実であること。 ・関連設備との協調（連動）動作が確実であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各関係法令に適合していること。 ■指定された仕様、規格に適合していること。 <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 ●構造（容量）計算書 ●機材の動作・機能に関わる試験成績書等 ●その他性能機能を証明、保証する書類 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験成績、測定記録等 <p>寸法、測定、運転を指示し確認する。</p>
<p>-2 水処理施設機械設備</p> <p>-1 掻き寄せ機</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>
<p>-2 攪拌機</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>
<p>-3 ブロー</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>
<p>-4 小型ポンプ</p> <p>4-1-1 の項目に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査内容に準ずる。</p>	<p>4-1-1 の検査方法に準ずる。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
<p>-3 薬品注入設備</p> <p>-1 貯蔵タンク</p> <p>-1 機材</p> <p>-2 配管、配線等の接続</p> <p>-3 据付状況</p> <p>-4 操作、動作、表示</p>	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。 ・指定された付属品が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・基礎は適切な強度が得られていること。 ・防液堤の容量が適切であること。 ・越流管、排気管の接続先が適切であること。 ・トラップ、点検架台の安全措置が適切であること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 ・液体名、方向が明示されていること。 ・薬品に関する取扱注意事項が掲示されていること。 <p>【試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各関係法令に適合していること。 ■指定された仕様、規格に適合していること。 <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法令に基づく適正な手続き、これに関わる検査済証又は届出済証等 ●機材容量選定に関わる各種計算書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 ●法令・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材の動作・機能に関わる試験成績書等 ●その他性能機能を証明、保証する書類 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p> <p>試験記録等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験成績、測定記録等 <p>寸法、測定等を指示し確認する。</p>

工種・項目	検査基準	検査方法等
	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された性能、機能を満足していること。 ・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。 ・制御及び計測装置の動作が確実であること。 ・本体及び配管の耐圧及び気密性能が確保されていること。 	
-2 注入装置 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-3 配管設備 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-4 排水処理、脱臭設備 4-3-1 の項目に準ずる。	4-3-1 の検査内容に準ずる。	4-3-1 の検査方法に準ずる。
-4 揚水等ポンプ設備 -1 揚水、取水、送配水、配水ポンプ -1 機材 -2 配管、配線等の接続 -3 据付状況	<p>【機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定された規格、品質、機能、数量を満足していること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・必要な安全装置又は保護装置が具備されていること。 ・指定された付属設備が具備されていること。 <p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管、配線、器具取付状態が適切であること。 ・機器の固定については耐震性が考慮されていること。 ・基礎は適切な強度が得られていること。 ・関係法令、基準、規格に適合していること。 ・取付け状況、仕上りが良好であること。 ・計測装置の動作が確実であること。 ・本体及び配管の耐圧及び気密性能が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各関係法令に適合していること。 ■指定された仕様、規格に適合していること。 <p>設計図書及び仕様決定に関わる打合議事録、承諾図書等と、現品の製造銘板、表示等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●納入仕様書等 ●法令・基準・規格適合に関わる試験成績書等 ●機材容量選定に関わる各種計算書等 ●機材等の据付に関わる耐震強度計算書等 ●機材の動作・機能に関わる試験成績書等 ●その他性能機能を証明、保証する書類 <p>施工計画、立会確認書類、施工段階確認報告書、品質管理書類、写真等で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●段階立会確認又は報告書 ●施工管理（施工要領・出来形・品質管理）書類等 <p>写真及び現場において出来映えを確認する。</p>

設備 24

工種・項目	検 査 基 準	検 査 方 法 等
-4 操作、動作、表示 -5 運転状況	【試験】 ・指定された性能、機能を満足していること。 ・安全装置又は保護装置の動作が確実であること。	試験記録等で確認する。 ●試験成績、測定記録等 寸法、測定等を指示し確認する。

オ・合格判定方法

検査は、契約図書のほか各種仕様書、適用すべき諸基準等と施工管理記録、現地測定及び現地観察した結果を対比して合否を判定する。

- ① 土木工事、同（農業農村整備事業）、建築工事及び設備工事の出来形検査基準は別表による。
- ② 出来形寸法等は、すべての測定値が規格値を満足するものを合格とする。
- ③ 測定の結果、一部が規格値を満足していないが構造及び機能に支障ないと認められる場合は検査職員の判断による。